

群馬県からのお知らせ

雇用調整助成金

無料

申請手続に関する専門家相談支援

事業内容

雇用調整助成金相談窓口に来所の皆様へ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の申請手続の負担軽減を目的とした手続支援として、専門家（社会保険労務士）による支援（相談、助言及び提出書類の書き方指導等）を無料で行います。

支援対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該感染症による休業等に関する取組の実施を具体的に予定している群馬県内の中小企業等（裏面「申請要件」参照）

※期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます

支援期間・回数

支援決定の日から令和 **3** 年 **2** 月 **26** 日の期間

最大 5 回

※ 1 回あたりの支援時間は原則 2 時間以内

※ 支援申請書類の提出日によっては、5 回ご利用いただけない場合があります

支援申請流れ

※ 提出・申請代行は致しません

相談は無料!

内容確認
申込

支援決定

専門家相談
書き方指導

支援の終了

県支援申請書※を郵送またはメール等でご提出ください

※群馬県雇用調整助成金申請手続支援事業申請書

申請の内容の確認を行い、支援実施を決定します

専門家が助言・書き方指導を行います

取組結果を専門家へ報告してください

雇用調整助成金とは

- ▶ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。
- ▶ 今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例対象を追加しています。
- ▶ 詳しくは、以下の厚生労働省HPをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

支援要件

支援は以下の要件を満たす方に実施します

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該感染症による休業等に関する取組の実施を具体的に予定しており、また不正受給を目的としたものではないこと。
- 群馬県内で事業を営んでいること（※1）
- 雇用調整助成金で位置づける中小企業（※2）であること。
- 常時雇用する労働者がいること。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- 過去に当該支援事業を利用したことがない事業者であること。

※不正受給を目的としたものであることや本申請内容が不正であることが判明した場合には、支援を中止します。

※1 法人の場合は群馬県に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が群馬県にあることとし、個人においては事業所地が群馬県であることとする。ただし、群馬県で営業実態がなく、法人県民税が免除されている場合を除く。

※2 中小企業とは次に該当する企業とする。

小売業（飲食店含）	資本金5,000万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
その他の業種	資本金3億円以下または従業員300人以下

支援申請方法

群馬県へ**群馬県雇用調整助成金申請手続支援事業申請書**を郵送またはメール・FAXで提出してください。応募者多数の場合は先着順※とし、随時ご案内致します。期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。なお、**内容が不受理の場合のみ県から連絡**致します。

※事業所の所在地により順番が前後することがあります。

郵送先：

〒371-8570

前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県 産業経済部 労働政策課 労働政策係

メール送付先：rouseishinsei@pref.gunma.lg.jp

FAX送付先：027-223-7566

ファックスの場合は裏面の余白に企業名を付記してください。

※受付について

平日 月～金8:30-17:15（土日祝除く）

応募は毎日午後2時に締め切り、その後の到着は翌日受付として扱います。

事業に関する問い合わせ

群馬県 産業経済部 労働政策課 労働政策係

Tel：027-226-3402 Mail：rouseishinsei@pref.gunma.lg.jp